

IP通信網サービス契約約款（OCN） 別冊（OCN ひかり電話サービス）【現改比較表】 2025年3月10日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

目次（略）
 第1章～第2章（略）
 第3章
 第6条～第9条（略）
 （契約者回線番号）
 第10条 OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1のOCN ひかり電話利用回線ごとに当社が定めます。
 2～4（略）

（注）当社は、本条の規定によるほか、第36条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第11条～第18条（略）

第4章～第9章（略）

第10章 雑則

第38条～第42条の2（略）

（時報サービス、[天気予報サービス](#)及び災害用伝言ダイヤル）

第43条 OCN ひかり電話契約者は、次表により時報サービス、[天気予報サービス](#)及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

目次（略）
 第1章～第2章（略）
 第3章
 第6条～第9条（略）
 （契約者回線番号）
 第10条 OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1のOCN ひかり電話利用回線ごとに当社が定めます。
 2～4（略）

[（注1）番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。](#)

・技術的に困難な場合等実施の例外として総務大臣が特に認める場合（総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる場合等とします。総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる区域については、[契約事業者の電話サービス契約約款に定めるものとします。](#)）

・他の電気通信事業者が番号ポータビリティを認めない場合

[（注2）](#)当社は、本条の規定によるほか、第36条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、OCN ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第11条～第18条（略）

第4章～第9章（略）

第10章 雑則

第38条～第42条の2（略）

（時報サービス及び災害用伝言ダイヤル）

第43条 OCN ひかり電話契約者は、次表により時報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

～2025年3月31日

2025年4月1日～

2 当社は、時報サービス又は天気予報サービスに係る通信について、時報又は天気予報を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 時報サービス又は天気予報サービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものとします。

第44条～第46条（略）

第11章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容
(1)～(5)（略）	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	<p>ア 電気通信事業法第50条（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）第2項に規定する番号ポータビリティ（当社が個人向け OCN サービスの重要事項説明で別に定める特定卸事業者との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者にかかる場合に限り）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格2,200円)を加算して適用します。</p> <p>イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項として OCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p>
(7)～(9)（略）	(略)

2 工事費の額（略）

第3表 附帯サービスに関する料金（略）

通信料別表（略）

2 当社は、時報サービスに係る通信について、時報を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 時報サービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものとします。

第44条～第46条（略）

第11章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容
(1)～(5)（略）	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	<p>ア 番号ポータビリティ（当社が個人向け OCN サービスの重要事項説明で別に定める特定卸事業者との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者にかかる場合に限り）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格2,200円)を加算して適用します。</p> <p>イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項として OCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p>
(7)～(9)（略）	(略)

2 工事費の額（略）

第3表 附帯サービスに関する料金（略）

通信料別表（略）